

# 静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針の一部改正についてQ&A

## (ヤングケアラー関連)

Q 1 優先入所指針の改正は必要なのか？

A 1 就学中や就労中の若い世代が介護を引き受けることにより、学業等に影響が生じることが近年社会的な問題となっていることから、国は、令和6年の法改正により、ヤングケアラーの定義を明確化するとともに、こどもや若者が主たる介護者となっている場合には、その介護力を前提とすることなく、介護保険サービス等の利用について十分配慮するよう求めています。

こうした介護を担うこどもや若者が、安心して学業等に取り組める環境を迅速に確保することが重要であると判断し、指針を改正することとしました。

Q 2 主な改正点は？

A 2 ヤングケアラーが主たる介護者である場合の入所の優先度が高くなるよう、入所申込者評価基準の介護者等の状況の評価において、ヤングケアラーを介護者としてみなさないこととする改正を行います。

Q 3 改正案の「介護を過度に行っている」の過度の程度は？

A 3 こども家庭庁の通知によると、「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上で困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものとされています。

各家庭の状況は様々であると思われますので、ヤングケアラーに関わる関係者から、入所申込者の家庭の状況等を詳細に聴取するなどして、施設での適切な判断をお願いします。

**Q 4 ヤングケアラーとは何歳までが該当するのか？**

A 4 こども家庭庁の通知によると、支援の対象年齢は、こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得るとされています。

Q 3 の回答と同様、各家庭の状況は様々であると思われますので、ヤングケアラーに関わる関係者から、入所申込者の家庭の状況等を詳細に聴取するなどして、施設での適切な判断をお願いします。

<参考>ヤングケアラーに関する各種ツール（気づきツール等）

「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」にヤングケアラーに関する各種ツールが示されています（P43～）ので参考にしてください。

<https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/industries/life-sciences-health-care/2025/jp-hc-yo-assessment-1.pdf>

**Q 5 ヤングケアラーを介護者とみなさないこととした場合、介護を受ける高齢者がひとり暮らしでない場合、何点を加点すればいいのか？**

A 5 他の同居している家族等が介護者となりうるか否か等家庭の状況により加点の点数は変わってくると考えています。

施設で設置する入所判定会等において、その家庭に必要な加点を検討いただくようお願いします。

**Q 6 加点の点数が明確にできないのであれば優先指針の改正は不要ではないか？**

A 6 これまででは、指針においてヤングケアラーに関する記載がなかったため、入所の申込があっても加点ができなかったり、相談はあったが入所の申込に至らなかったケースがあったと聞いています。

今回、改正をすることにより、入所の優先度が高くなったり、ヤングケアラーに関わる関係者が、ヤングケアラーが介護者となっている高齢者の入所をこれまで以上に検討することができる事となると考えています。

Q 7 入所申込者等の意見は、聞いているのか？

A 7 改正に当たっては、高齢者に関する各種団体から意見聴取を行うとともに、ヤングケアラーに関する団体、市町からも意見を聴いています。また、パブリックコメントの実施により、一般県民からも意見を聴いているところです。